

第3次奥州市環境基本計画等策定支援業務に係る事前説明会

2025.5.9 奥州市市民環境部GX推進室

第3次奥州市環境基本計画等策定支援業務に係る事前説明会

1 基本情報

【事業名称】

第3次奥州市環境基本計画及び奥州市地球温暖化対策実行計画区域施策編等策定支援業務

【計画策定作業期間】

令和7年度～令和8年度（2ヵ年度）

【委託業務期間】

契約日（令和7年7月頃）～令和8年2月20日（金）

【市予算措置状況】

委託料18,931千円

【補助金等の活用予定】

岩手県「令和7年度 地球温暖化対策実行計画等策定事業費補助金」

- ・ 区域施策編の策定等に関する事業が対象。2/3、上限400万円。事業完了日：令和8年3月15日

1 基本情報

【業務受託候補者選考方法】

公募型プロポーザル

【選考実施時期】

令和7年6月（予定）。県補助金の交付決定の後に契約となります。

【その他】

- ・プロポーザルの実施に関しては、後日、市HPで募集を実施します。
- ・プロポーザルにおいては、事業の骨格に係る内容を主とした基本仕様書に基づき参加いただく予定です。
業務受託候補者選定後、候補者と市で協議し、プロポーザルにおけるプレゼンテーション審査での提案内容を基に特記仕様書を作成する予定です。
- ・審査方法において、書類審査とプレゼンテーション審査の2段階方式を予定しています。プレゼンテーション審査の審査対象者数は、現時点で未定です。
- ・県補助金を活用するため、成果品その他において「地温対計画区域施策編」を区別する必要があります。

第3次奥州市環境基本計画等策定支援業務に係る事前説明会

2 計画の構成について

第3次奥州市環境基本計画

奥州市環境基本計画 (【策定義務】奥州市環境基本条例)

- ・環境分野における最上位計画。
- ・森林や川等の自然環境の他、生物多様性、外来生物、公害、化学汚染物質、生活環境なども対象とする。

地球温暖化対策実行計画区域施策編 (【努力義務】温対法第21条第4項)

- ・市の行政区域全体のGHGを対象とする。
- ・市の行政区域全体（市民生活、事業活動など）GHG削減、温暖化対策を規定。
- ・Player = 市民、事業者等

関連する4つの計画を一つの基礎調査でまとめて策定作業実施。
コストを抑制しつつ一体の計画として策定を目指す。
※令和5年3月17日付環政総発第2303175号「環境省大臣官房総合環境政策統括官発通知」→「一体策定可能」

地球温暖化対策実行計画事務事業編 (【策定義務】温対法第21条)

- ・市役所の事務事業から排出されるGHGを対象とする。
- ・市役所のGHG削減、温暖化対策を規定。
- ・Player = 市職員

地域気候変動適応計画 (【努力義務】気候変動適応法第12条)

地球温暖化などを原因とする気候変動によりもたらされる農林水産業やその他産業、自然生態系への影響や自然災害の激甚化、熱中症への対策等、市の状況を踏まえつつ対応策を規定。



3 計画策定のポイント

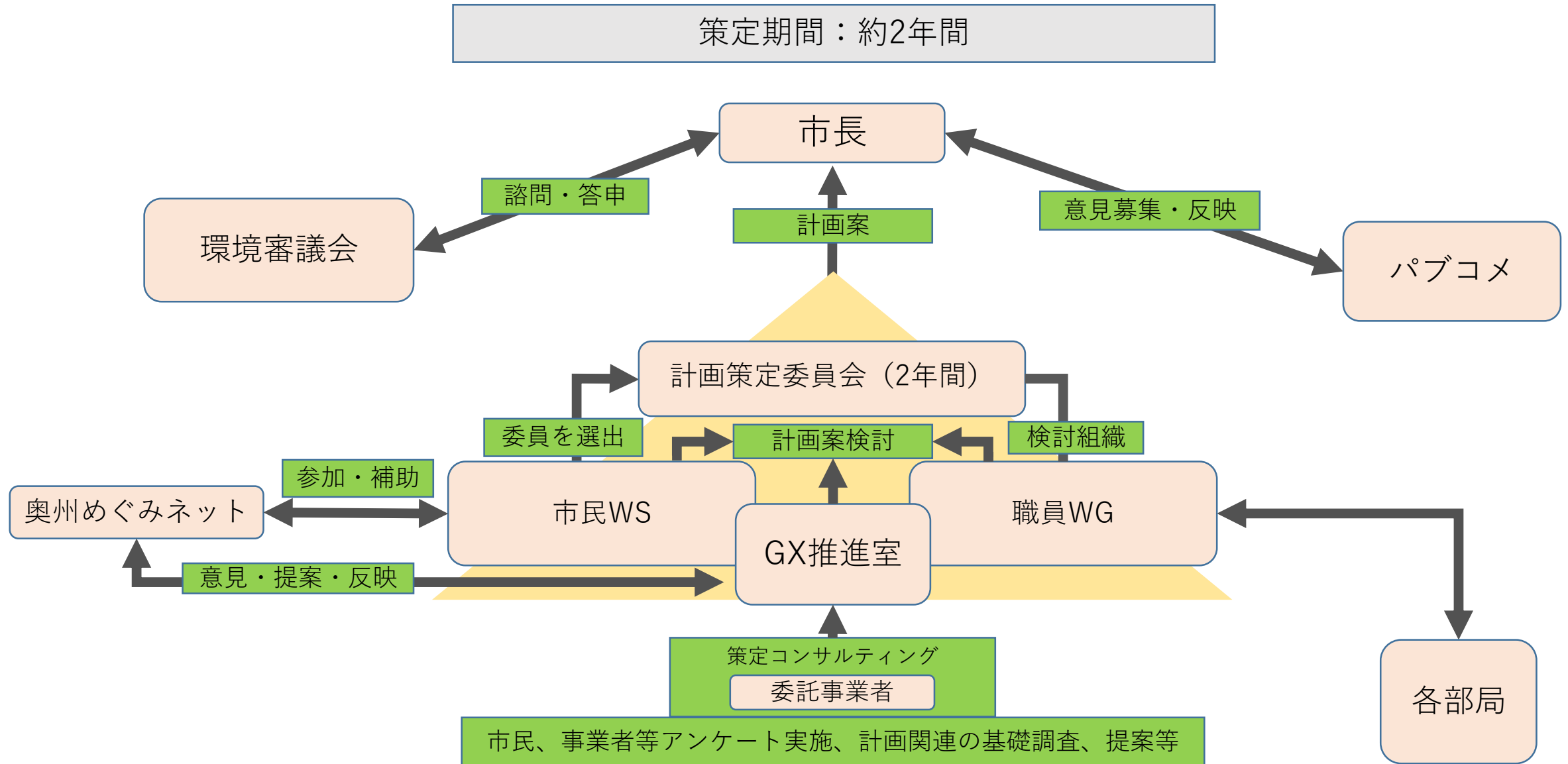
【ポイント】

- ・ 国、県の関連計画や施策との整合性を求められる計画であること。（温対法第21条第1項、第10項）
- ・ 県補助金の獲得のため、県の方針に見合った策定方針、方法に合わせなければならない。
- ・ 今後の市環境施策の展開において、10年に一度の計画策定作業自体を大きな契機とできる可能性。
→計画策定後、計画づくりに参加した市民や事業者のネットワークを生かせるようにしたい。そのため「参加しやすさ」や「楽しさ」、「市の施策への参加による達成感」など実感いただけるよう工夫したい。

策定作業における市民参画機会の拡大・確保

第3次奥州市環境基本計画等策定支援業務に係る事前説明会

4 計画策定体制（見込み）



4 計画策定体制（補足情報）

奥州めぐみネットについて

- ・ 会員数は90名（個人、団体、事業者）程度。市生活環境課が事務局を担っています。
- ・ 奥州市環境基本条例に基づき、市長が指定する市内唯一の環境市民団体。
- ・ 市HPに活動内容が掲載されています。

環境審議会について

- ・ 会議庶務は生活環境課で行います。
- ・ 市環境基本条例において、環境基本計画の策定における諮問が義務付けられています。
- ・ R7年度は、7月頃を目途に新委員を委嘱し第1回審議会を開催予定。計画策定体制、スケジュール等の諮問を行う予定です。

5 委託事業について

業務の概要について

【基礎調査】

≪ 4計画の分野に関し ≫

国、県の法令、計画、ビジョン等の把握、整理、分析

国、県、他自治体の施策の把握、整理、分析

当市の既策定計画の内容と進捗状況の整理、分析

当市の施策の状況の把握、整理、分析

その他、計画策定に必要とする調査、分析

市民事業者向けアンケートの実施、集計、分析

【計画内容の検討】

- ・ 市民ワークショップ、職員ワーキンググループ、その他必要な会議体の運営支援
- ・ 研修会や外部有識者の策定作業への参加
- ・ 基礎調査の内容や各会議体の協議結果を踏まえた計画に搭載するトピックや項目の提案
- ・ 各計画における目標の設定、対応策などの検討、提案

……etc

一体策定のメリットを最大化

5 委託事業について

その他

【県補助金の活用について】

今回、活用予定の県補助金は、「令和7年度 地球温暖化対策実行計画等策定事業費補助金」です。

この補助金は、「区域施策編の策定」、「促進区域の設定」などにかかる事業費に対しての補助となっています。このため、本委託事業の成果品または事業期間中の記録等においては、補助事業の完了報告に必要な成果品も準備していただく必要があります。

※例えば、成果品や請求書類等、県補助対象事業の項目を区分し明確化をしていただくなど。

また、県からの求めに応じ必要な資料を作成いただく可能性があります。

※補助金の公募要領等は別添資料のとおり。または、岩手県HPのとおり。

【業務受託者側の体制について】

本業務において、十分な経験と知識を有している方、かつ、本分野の施策推進に関し熱意を持った方の配置をお願いしたいと考えています。

【業務受託候補者の選定から契約までの間について】

プロポーザルによる候補者の選定後、県補助金の交付決定を待って契約となります。その間、特記仕様書を作成のための協議が必要ですが、当該協議についてはあくまで契約のための協議であり委託業務には含まれません。

5 委託事業について

その他

【市から提供できる情報】

- ・ 毎年度、作成している環境報告書
(H28年度(H27年度分)報告書を除く、H19年度(H18年度分)～R6(R5年度分)まであり)
※R7(R6年度分)は、R7年9月頃に作成予定。R8(R7年度分) R8年9月頃に作成予定。
※第1次→第2次計画への切り替えや個別計画の改定により指標等が変更になっています。
- ・ 全庁を対象としたエネルギー使用量に関する調査結果 (H21～R5年度。R6年度は取りまとめ中。) 省エネ法や温対法に基づく公表値作成のための基礎数値としています。公用車から建物、草刈り機などに至る各部署の燃料やエネルギーの使用量、自動車であれば走行距離などについて、施設や車両ごと、月ごとに報告を求め集計まで行っています。
- ・ 市保有施設等に係る太陽光発電導入可能性調査結果 (R6年度に実施)
- ・ その他、市と業務受託者で協議したうえで、市が提供が可能な資料。

